

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出し、福島県が公表した「避難指示区域外から避難されている方への帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率で、わずか2年間で終えようとするものだった。

しかし、多くの区域外避難者イコール自主避難者、特に小さな子どもの親たちは、避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借り上げ制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき、同法で想定されていなかつた長期にわたる放射性物質による汚染という原発事故の特性に対処するため、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。)に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要である。

よって、国会、政府及び東京都に対し、下記のことを求めるものである。

記

- 1 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して、2017年3月末で退去を迫らないこと。
- 2 各自治体の公営住宅の空き家募集の際に優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として、原発事故避難者を位置づけること。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた原発事故子ども・被災者支援法を遵守し、原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

平成28年 月 日

西東京市議会議長 稲垣裕二

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、東京都知事

議員提出議案第11号

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月20日

提出者 西東京市議会議員 後藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 山崎 英昭

西東京市議会議員 森 信一

西東京市議会議員 大竹 あつ子

西東京市議会議員 納田 さおり